

死亡届出後の各種手続きについて（お知らせ）

死亡届をされてから住民票や戸籍に反映されるまで1週間程度かかることがありますので、死亡届のご提出から1週間程度以降にお越しいただくとお手続きがスムーズです。

項目	必要なもの	説明	担当課（届出先）
印鑑登録	印鑑登録証（カード）	カードをお返ください。	市民課 市民窓口係 【三次市役所東館 1 F】 Tel0824-62-6138 又は各支所
マイナンバーカード/マイナンバー通知カード	他のお手続きに必要な場合がありますので、しばらくの間は保管してください。		
住民基本台帳カード	住民基本台帳カード	カードをお返ください。	
世帯主変更	本人確認書類 別世帯の場合は委任状	世帯主変更届が必要です。	
国民健康保険差替え	同一世帯員の国民健康保険証	世帯主が亡くなられた場合は、新しい保険証になります。	市民課 保険年金係 【三次市役所東館 1 F】 Tel0824-62-6134 又は各支所
国民健康保険葬祭費	国民健康保険証 葬儀を行った方が確認できる書類（※） 葬儀を行った方の預貯金通帳	葬祭費（3万円）が支給されます。 （※）埋火葬許可証や会葬礼状など	
後期高齢者医療葬祭費	後期高齢者医療保険証 葬儀を行った方が確認できる書類（※） 葬儀を行った方の預貯金通帳	葬祭費（3万円）が支給されます。 （※）埋火葬許可証や会葬礼状など	
国民年金等	年金手帳または年金証書 ご遺族の方の預貯金通帳 ご遺族の方のマイナンバーが分かるもの	年金の加入状況や種類、ご遺族の状況等により手続きが異なります。来庁時に確認しますので関係書類をご持参ください。	
重度心身障害者医療	受給者証	受給者証をお返ください。	
精神障害者医療			
被爆者葬祭料	被爆者健康手帳 手当証書（該当者のみ） 死亡診断書（原本又は写し） 葬儀を行った方が確認できる書類（※） 葬儀を行った方の預貯金通帳	葬祭料が支給されます。 （※）埋火葬許可証や会葬礼状など	
介護保険	介護保険被保険者証・負担割合証・各種減額認定証	介護保険被保険者証・負担割合証・各種減額認定証をお返ください。	

（裏面もご覧ください）

次の項目に該当がありましたら、それぞれの支所、担当課へお尋ねください。

項目	必要なもの	説明	担当課（届出先）
身体障害者手帳	身体障害者手帳	「身体障害者手帳返還書」に記入し、「身体障害者手帳」を返してください。	社会福祉課 障害者福祉係 【三次市役所本館2F】 Tel0824-65-2051 又は各支所
療育手帳	療育手帳	「療育手帳返還届」に記入し、「療育手帳」をお返ください。	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	戸籍謄本、金融機関振込先口座、印鑑	「受給者死亡届・未支払手当請求書」を提出してください。	
特別児童扶養手当	手当証書、受給者の死亡を証明する書類（戸籍謄本、死亡診断書等）、振込口座先	「受給者死亡届・未支払手当請求書」を提出してください。	
	戸籍謄本、振込口座先	新たな受給者は「認定請求書」を提出してください。	
児童手当	健康保険証、振込口座先	新たな受給者は「児童手当認定請求書」を提出してください。	子育て支援課 育児支援係 【三次市役所東館2F】 Tel0824-62-6148 又は各支所
こども医療 ひとり親家庭等医療	医療受給者証、健康保険証	保護者が死亡の場合は「受給資格変更届」を提出し、対象乳幼児が死亡の場合は「受給資格喪失届」を提出し、「受給者証」をお返ください。	
		受給者が死亡の場合は「受給資格喪失届」を提出し、「受給者証」をお返ください。 新たな受給者は「ひとり親家庭等医療費受給者資格認定申請書」を提出してください。	
児童扶養手当	手当証書	受給者本人の場合＝「受給者死亡届」「未支払手当請求書」を提出してください。 子が死亡の場合＝「資格喪失届」または「額改定届」を提出してください。	
精神障害者手帳	障害者手帳	「障害者手帳」をお返ください。	健康推進課 企画係 【三次市役所東館2F】 Tel0824-62-6232 又は各支所
自立支援医療受給者証（精神通院）	自立支援医療受給者証（精神通院）	「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお返ください。	課税課 資産税係 【三次市役所本館1F】 Tel0824-62-6124 又は各支所
軽自動車税（種別割）の納税義務者の変更	ナンバープレート【三次市（旧町村を含む）が発行したナンバーを廃車する場合のみ必要】	納税義務者が死亡の場合は、「軽自動車税（種別割）納税代理人届出書」または「軽自動車税（種別割）納税義務者変更・廃車申告書」を提出してください。	
固定資産税代表相続人の届出	必要に応じて相続権の確認できる書類（戸籍謄本、公正証書遺言等）を求める場合があります。	納税義務者（所有者）が死亡の場合は、「固定資産税代表相続人届出書」を提出してください。	